

復興大臣 西銘 恒三郎 様

飯舘村の復興・再生に向けた要望書

令和4年5月26日

福島県相馬郡飯舘村長 杉岡 誠

## 1 雇用（なりわい）を創出するための支援について

東日本大震災に伴う長期間の避難を強いられた本村は、村内居住者1,475人のうち、20代から50代の働き世代は402人、12歳以下の子どもは41人ととどまっており、村内の高齢化は58%を超えている。

問題の解決には、若者や子育て世代の村内居住者を増やすことが急務となっており、村では、令和3年度から復興庁の「福島再生加速化交付金帰還・移住等環境整備事業」を活用するなど取組みを強化しているが、村内における仕事・雇用の場、居住のための家屋、アパート等が限定されていることが大きな課題となっている。

については、本村における産業創出、企業誘致等を早期に進めるために、以下について、特段の支援を要望する。

- (1) 企業立地F S調査の実施
- (2) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金事業等による具体的な支援
- (3) 引き続き、産業創出、企業誘致にかかる国が有する各種知見の提供等の伴走型の人的支援を継続して行うこと

## 2 帰還困難区域の再生・発展のための支援について

本村では、現在、長泥地区の特定復興再生拠点区域の令和5年春の避難指示解除に向けた準備を進めているが、国有林に囲まれた帰還困難区域全体の避難指示解除を含めた、長泥地区の再生と発展に向けた取組みをスピード感を持って進めることが必要である。

については、以下について、特段の支援を要望する。

- (1) 企業誘致にかかる支援
- (2) 福島再生加速化交付金等による農業用施設や機械の整備
  - ・ 経営品目を具体化するための試験研究
  - ・ 飯舘村振興公社（農業部門）による経営に要する農業用機械等の整備
  - ・ 花き農家による施設栽培に要する農業用施設等の整備
- (3) 国有林、民有林の脱炭素に向けた長期的な視点に立っての適正な管理
- (4) 除染済み農地における営農再開支援事業等の支援策の適用及び予算の確保等
- (5) 引き続き、国が有する各種知見の提供等の伴走型の人的支援を継続して行うこと

### 3 環境再生事業の理解醸成の推進について

長泥地区では、村内で発生した除去土壌を再生資材化し、農地の基盤材として活用する「環境再生事業」を、飯舘村、長泥地区及び環境省が協働し精力的に事業を進めている。

この事業は、飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会などを通じて、住民と国、関係機関が課題を共有・協議しながら取り組んでいる稀有な事業であり、他の先駆けとなる事業となりえる。

については、以下について、要望する。

- (1) 福島県内外のより多くの人たちに長泥地区環境再生事業を見

てもらおうなど、事業の理解が十分に得られるよう全国的な理解の醸成を着実に進めること

#### 4 脱炭素むらづくりに向けた支援について

本村は、2022年3月14日に「ゼロカーボンビレッジ宣言」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指している。本村面積の75%を占める森林資源や、震災前からの循環型農業のノウハウを生かすとともに、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業等により、温室効果ガス吸収量を維持または増やす取組みに資することができるものと考えている。

については、以下について、特段の支援を要望する。

- (1) 脱炭素むらづくりに向けて、これまでに引き続き、国が有する各種知見の提供等の伴走型の人的支援を継続して行うこと
- (2) 木質バイオマス発電事業による廃熱を利用した未来志向型農業にかかる施設等整備
- (3) 村内営農・土地活用促進のため、隣接する国有林の適切な保全と森林環境整備による山の機能回復と間伐・未利用材等、森林資源（間伐材等）の木質バイオマス利用によるSDGsへの貢献にかかる調整

#### 5 原子力損害賠償について

令和4年4月に福島県知事から要望のある「原子力損害賠償」について、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされ

るよう、改めて東京電力に対し指導するよう求める。

## 6 水田活用の直接支払交付金について

令和4年度からの要件見直により、5年間水張りが行われていない水田は対象外とすることや、単価を引き下げるなどの制度改革が実施されている。

復興の過渡期にある本村においては、担い手不足や耕作放棄地増加に対処するため、飯舘牛のブランド再興と土地活用による安定的な自給飼料等の確保を図ることが喫緊の課題となっている。

このため村は、農地中間管理事業を活用して、意欲の高い水田農業経営体や畜産農家等への農地利用集積を進め、牧草等飼料作物による畜産と連動した土地利用型農業を目指し、水田活用交付金を活用した経営安定を推進してきた。

しかしながら、経営計画の根幹ともなる水田活用交付金の交付要件の変更は、水稻に係る新たな施設や機材の整備、新たなブロックローテーションの検証など、大幅な経営方針の見直しを余儀なくされるものであり、いまだ安定経営に至っていない多くの農業経営体の経営断念に繋がる懸念がある。

また、現在、村が進めている新たな担い手の呼び込みや移住定住促進を阻害する要因にもなるため、農畜産業が重要な産業となっている村の復興・再生を阻害しないよう、従前のおりの取り扱いとするよう求める。